

2. 地区整備計画

地区整備計画に関する事項	建築物等	建築物等の用途の制限	<p>工場のうち次に掲げるものは建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油精製業 2. パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。）コークス製造業、セメント製造業並びに電気供給業（ただし、原子力発電以外の非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第二条第2項に規定する「非化石エネルギー源」をいう）を利用した電気供給業を除く。）
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の最低敷地面積は1500㎡とする。</p> <p>ただし、公共公益施設については、市長が止むを得ないと認めた場合はこの限りでない。</p>
		壁面の位置に関する制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は次のとおりとする。</p> <p>ただし、公共公益施設については、市長が止むを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 唐国久井線道路境界線については5m以上とする。 2. その他区画道路境界線については2m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	<p>建築物の高さの限度は30mとする。</p> <p>ただし、階段室、昇降機塔、塔屋、屋窓、その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さが5mまでは当該建築物の高さに算入しない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の外観は周辺環境と調和するものとする。 2. 敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む）は自己の用に供するもの（府自家用広告物許可基準で定義されるもの）に限定するとともに、次のいずれかに該当するものを設置してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋上又は屋根に設置するもの。 (2) 周辺的美観・風致を損なうもの。
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路（歩行者専用道路を含む）に面する敷地の部分（門柱・門扉の部分を除く）にかき又はさくを設置する場合は、次に掲げるものとしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 透視可能なフェンス等 2. 生け垣

「地区計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」